

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社トーニテコンサルタント(法人番号4011001015552)  
業者の住所 : 東京都渋谷区本町1-13-3
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年3月31日 から 令和8年5月30日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上9月以内